

振動規制法に基づく変更届出について

1 届出の必要な場合	特定施設の設置届出又は使用届出をした者で、以下の事項を変更する場合 ①特定施設の種類及び能力ごとの数 ②振動の防止の方法 ③特定施設の使用の方法 ○ 軽微な変更の場合、届出が不要となる場合があります。
2 届出を行う者	特定施設の設置届出又は使用届出をした者 ○ 法人の場合には、原則として、本社の所在地・代表者の氏名を記入してください。
3 届出書類	①様式第3（別紙1参照）又は様式第4による届出書 ②別紙 振動の防止の方法（別紙2参照） ③付近の見取図（別紙3参照） ④特定施設の配置図（別紙4参照） ○ 特定施設の配置及び施設番号を記入してください。 ○ 特定施設から最短の敷地境界までの距離を記入してください。 ○ 特定施設を設置する全ての階の平面図を添付してください。 ○ 特定施設を建物の2階以上に設置する場合は、可能な限り立面図を添付してください。 ⑤振動の防止の方法 ○ ②別紙 振動の防止の方法の枠内に記入しきれない場合に添付してください。 ○ 可能な限り、設置する特定施設の仕様書、カタログ等を添付してください。
4 届出部数	3部 ○ 1部は届出受理後に返却します。
5 届出期限	その特定施設の変更に係る工事着手の30日前まで（期日厳守） ○ 届出日及び工事着手日は算入しません。
6 罰則	届出をせず、又は虚偽の届出をした場合は、罰則の適用を受けることがあります。
7 届出先及び問合せ先	○工場又は事業場の所在地が北区、上京区、左京区、中京区、右京区の場合 京都市環境政策局環境企画部北部環境共生センター 京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2 左京区総合庁舎2階 TEL：075-701-9800 FAX：075-701-9810 ○工場又は事業場の所在地が東山区、山科区、下京区、南区、西京区、伏見区の場合 京都市環境政策局環境企画部南部環境共生センター 京都市南区西九条森本町62-1 TEL：075-671-0511 FAX：075-671-0322

騒音・振動関係特定施設対象表

法・条例	騒音規制法 昭和45年6月1日施行		京都府環境を守り育てる条例（騒音） 平成8年4月1日施行		振動規制法 昭和53年3月1日施行		京都府環境を守り育てる条例（振動） 平成8年4月1日施行	
施設分類	特定施設名	条件等	特定施設名	条件等	特定施設名	条件等	特定施設名	条件等
—	—	—	(1) 騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号）別表第1に掲げる施設	騒音規制法参照	—	—	(1) 振動規制法施行令（昭和51年政令第280号）別表第1に掲げる施設	振動規制法参照
金属加工機械	1 イ 圧延機械 ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン ニ 液圧プレス ホ 機械プレス * ヘ せん断機 ト 鍛造機 チ ワイヤフォーミングマシン リ プラスト ヌ タンブラー ル 切断機	22.5kW 以上 ロール式で 3.75kW 以上 矯正プレスを除く 294 ねじり（加圧能力）以上 3.75kW 以上 カプラスト以外で密閉式を除く といしを用いるもの	(2) ア 圧縮機械 イ ベンディングマシン ウ 液圧プレス エ 機械プレス オ せん断機 カ プラスト キ 自動旋盤 ク 高速切断機 ケ 平削機 コ 型削機 サ 研磨機	 工具用を除く	1 イ 液圧プレス ロ 機械プレス ハ せん断機 ニ 鍛造機 ホ ワイヤフォーミングマシン	矯正プレスを除く 1kw 以上 37.5kw 以上	(2) ア 圧延機械 イ 液圧プレス ウ せん断機 エ ベンディングマシン	ロール式で 3.75kW 以上
圧縮・送風機	2 空気圧縮機及び送風機	7.5kw 以上	(3) 圧縮機 (4) 送風機	3.75kw 以上 3.75kw 以上	2 圧縮機	7.5kw 以上	—	—
粉砕機	3 土石用又は鉱物用の破砕機、 摩砕機、ふるい及び分級機	7.5kw 以上	(5) ア 土石用又は鉱物用の破砕機、 摩砕機、ふるい及び分級機 イ その他の用に供する粉砕機		3 土石用又は鉱物用の破砕機、 摩砕機、ふるい及び分級機	7.5kw 以上	(3) ア 土石用又は鉱物用の破砕機、 摩砕機、ふるい及び分級機 イ その他の用に供する粉砕機	
繊維機械	4 織機	原動機を用いるもの	(6) 撚糸機		4 織機	原動機を用いるもの	—	
建設用資材製造機械	5 イ コンクリートプラント ロ アスファルトプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、 混練容量 0.45m³以上 混練容量 200 kg以上	(7) ア コンクリートプラント イ アスファルトプラント		5 コンクリートブロックマシン コンクリート管、柱製造機械	合計 2.95kw 以上 合計 10kw 以上	(4) ハッチャープラント	
—	6 穀物用製粉機	ロール式で 7.5 kw 以上	—	—	—	—	(5) 冷凍機	7.5kw 以上
木材加工機械	7 イ ドラムパーカー ロ チッパー ハ 碎木機 ニ 帯のこ盤 ホ 丸のこ盤 ヘ かんな盤	2.25kW 以上 製材 15kw、木工 2.25kw 以上 製材 15kw、木工 2.25kw 以上 2.25kW 以上	(8) ア チッパー イ 帯のこ盤 ウ 丸のこ盤 エ かんな盤 オ 立のこ盤	0.75kw 以上 0.75kw 以上 0.75kw 以上 0.75kw 以上	6 イ ドラムパーカー ロ チッパー	2.2kw 以上	—	—
抄紙機	8 抄紙機		—	—	—	—	—	—
印刷機械	9 印刷機械	原動機を用いるもの	—	—	7 印刷機械	2.2kw 以上	—	—
合成樹脂加工機械	10 合成樹脂用射出成形機		(9) 合成樹脂加工機械		8 ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機 9 合成樹脂用射出成形機	ゴムロール機以外で 30kw 以上	—	—
鋳造型機	11 鋳型造型機	ジョルト式のもの	(10) 鋳型造型機		10 鋳型造型機	ジョルト式のもの	—	—
その他	—	—	(11) 遠心分離機 (12) クーリングタワー (13) 重油バーナー (14) 工業用動力マシン (15) ガラス研磨機 (16) ニューマチックハンマー (17) コルゲートマシン	直径 1.2m 以上 0.75kw 以上 回転式・低圧空気式を除く 3 台以上	—	—	(6) 遠心分離機 (7) ニューマチックハンマー (8) コルゲートマシン (9) 原石切断機	直径 1.2m 以上 7.5kw 以上
備考	* 計量単位の変更：H11.10.1 から施行（旧単位 30 トン）		(2) から (17) までは掲げる施設については、(1) に掲げる施設を含まないものとする。		—		(2) から (9) までは掲げる施設については、(1) に掲げる施設を含まないものとする。	

騒音の規制基準

(昭和 61 年 4 月 1 日 京都市告示第 2 号)

(平成 24 年 3 月 30 日 京都市告示第 455 号)

(単位：デシベル)

区域の区分 時間の区分	第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域	第 4 種区域
	第 1 種低層住居 専用地域 第 2 種低層住居 専用地域 田園住居地域	第 1 種中高層住居 専用地域 第 2 種中高層住居 専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	工業地域
<u>昼 間</u> 午前 8 時から 午後 6 時まで	4 5	5 0 (4 5)	6 5 (6 0)	7 0 (6 5)
<u>朝・夕</u> 午前 6 時から 午前 8 時まで 午後 6 時から 午後 10 時まで	4 0	4 5 (4 0)	5 5 (5 0)	6 0 (5 5)
<u>夜 間</u> 午後 10 時から 午前 6 時まで	4 0	4 0	5 0 (4 5)	5 5 (5 0)

振動の規制基準

(昭和 61 年 4 月 1 日 京都市告示第 5 号)

(平成 24 年 3 月 30 日 京都市告示第 456 号)

(単位：デシベル)

区域の区分 時間の区分	第 1 種区域	第 2 種区域
	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 田園住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
<u>昼 間</u> 午前 8 時から 午後 7 時まで	6 0 (5 5)	6 5 (6 0)
<u>夜 間</u> 午後 7 時から 午前 8 時まで	5 5	6 0 (5 5)

備 考

- 1 学校、保育園、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の区域内においては () 内の数値です。
- 2 基準値は、工場・事業場の敷地境界線の値です。騒音規制法、振動規制法及び京都府環境を守り育てる条例とも同じ基準値です。

様式第 3 (第 6 条関係)

記入例

特定施設の種類及び能力ごとの数
~~特定施設の使用の方法~~ 変更届出書

二重線で削除してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 京 都 市 長

自宅住所又は、法人の場合は
登記簿上の本社所在地を記
入してください。

届 出 者 所 在 地 〇〇府〇〇市〇〇区〇〇町〇〇

フリガナ

キョウト

名 称 株式会社 京都

フリガナ

キョウト シロウ

代表者氏名 代表取締役 京都 太郎

フリガナ

キョウト シロウ

担当者職氏名 施設課 京都 次郎

電話 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇

本届出の担当者の職氏名及び連絡先
電話番号を記入してください。振動規制法第 8 条第 1 項の規定により、特定施設の種類及び能力ごとの数
~~特定施設の使用の方法~~ の変更について
次のとおり届け出ます。

二重線で削除してください。

工場又は事業場の名称	株式会社京都 御池工場				※ 整 理 番 号			
工場又は事業場の所在地	京都市〇〇区〇〇町〇〇				※受理年月日	令和	年	月 日
					※ 施 設 番 号			
					※ 審 査 結 果			
					※ 備 考			
特 定 施 設 の 種 類	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)
2 圧縮機	〇〇	7.5 kW	1	3				

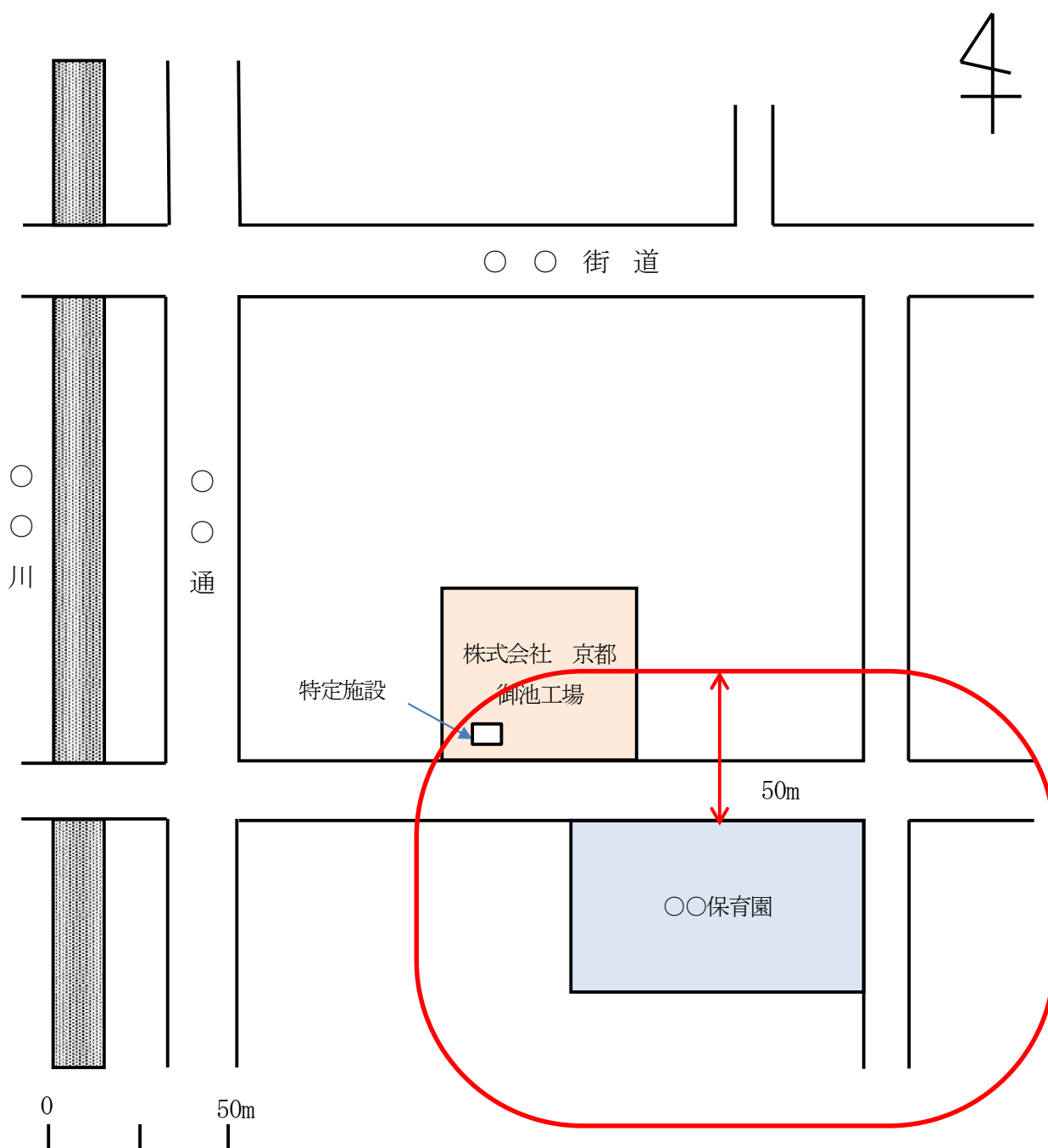
- 備考 1 特定施設の種類及び能力ごとの数又は特定施設の使用の方法に変更がある場合であっても、振動規制法第 8 条第 1 項ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、当該特定施設の種類については、記載しないこと。
- 2 特定施設の種類の欄には、振動規制法施行令別表第 1 に掲げる号番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別紙 振動の防止の方法

工場又は事業場における 施 設 番 号		A-1 (既設)	A-2 (新設)	A-3 (新設)	
名 称 ・ 型 式		圧縮機 〇〇社製 型式〇〇	圧縮機 〇〇社製 型式〇〇	圧縮機 〇〇社製 型式〇〇	
能 力		7.5 kW	7.5 kW	7.5 kW	変更前の施設は設置年 月日を記入し、変更後の 施設は着手予定年月日 及び使用開始予定年月 日を記入してください。
設 置 年 月 日		令和〇年〇月〇日	年 月 日	年 月 日	
着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	
使用開始予定年月日		年 月 日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	年 月 日
使 用 の 方 法	1 日の使用時間 及び使用回数等	8時～ 18時 10時間／回 1回／日 20日／月	8時～ 18時 10時間／回 1回／日 20日／月	8時～ 18時 10時間／回 1回／日 20日／月	時～ 時 時間／回 回／日 日／月
	季 節 変 動	なし	なし	なし	
振 動 の 防 止 方 法		屋内設置(コンクリート壁)及び防振架台の上に設置。	屋内設置(コンクリート壁)及び防振架台の上に設置。	屋内設置(コンクリート壁)及び防振架台の上に設置。	

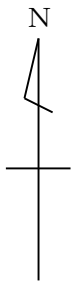
- 備考 1 設置届出の場合には「着手予定年月日」及び「使用開始予定年月日」の欄に、使用届出の場合には「設置年月日」の欄に、変更届出の場合には「設置年月日」、「着手予定年月日」及び「使用開始予定日」の欄にそれぞれ記入してください。
- 2 変更のある場合は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。

【付近の見取図】

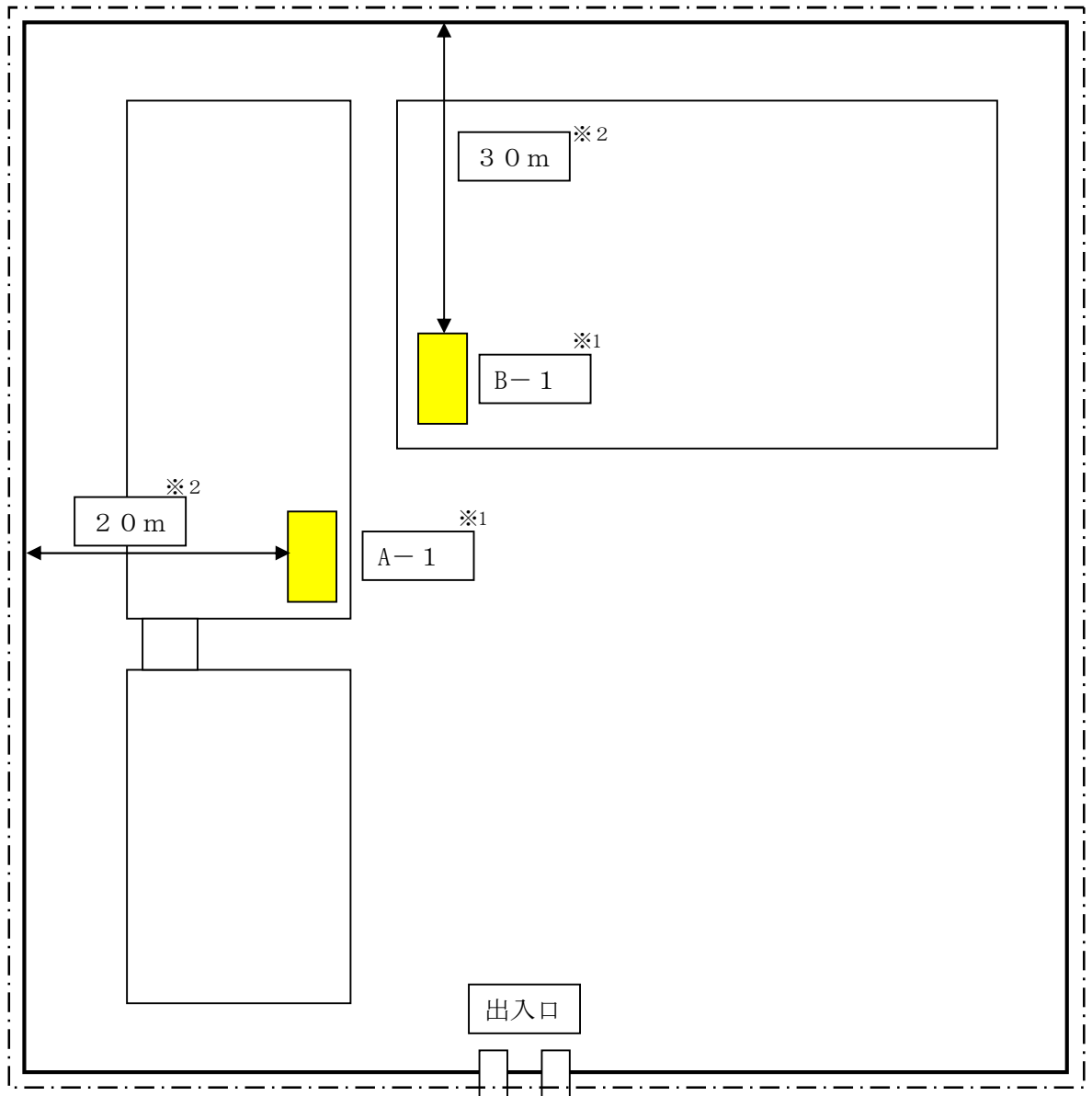


※ 以下の施設の敷地境界から 50 m の範囲内に、工場又は事業場がある場合は、以下の施設の敷地境界から周囲 50m の範囲、当該工場又は事業場の敷地境界線及び特定施設の設置位置を明示してください。

- 学校教育法第 1 条に規定する学校
- 児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所
- 医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- 図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館
- 老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園



【配置図】



※1 届出書別紙の施設番号と、配置図内の特定施設の施設番号を一致させてください。

※2 敷地境界線までの最短距離を記入します。

※3 2階以上に特定施設を設置する場合は、可能な限り立面図を添付してください。

振動規制法に基づく特定施設の種類の能力ごとの数等変更に係る届出のフロー図

